

自治会からの道路関連要望の適正管理

(市道舗装新設・道路改良要望の評価基準)



丹波篠山市

(まちづくり部 地域整備課)

策定：平成 27 年 6 月

改訂：平成 28 年 7 月

改訂：令和元年 5 月

1. 市道の舗装新設及び道路改良について

本市は、旧町時代から今日まで多数の市道を舗装及び改良した結果、認定路線数は1,792路線、総延長は約834キロメートルに達しており、生活道路として必要な箇所は整備済みと考えています。

また、その維持・修繕に要する費用も年間6,000万円超と膨大であることから、今後は現状の維持管理のための修繕を基本としています。

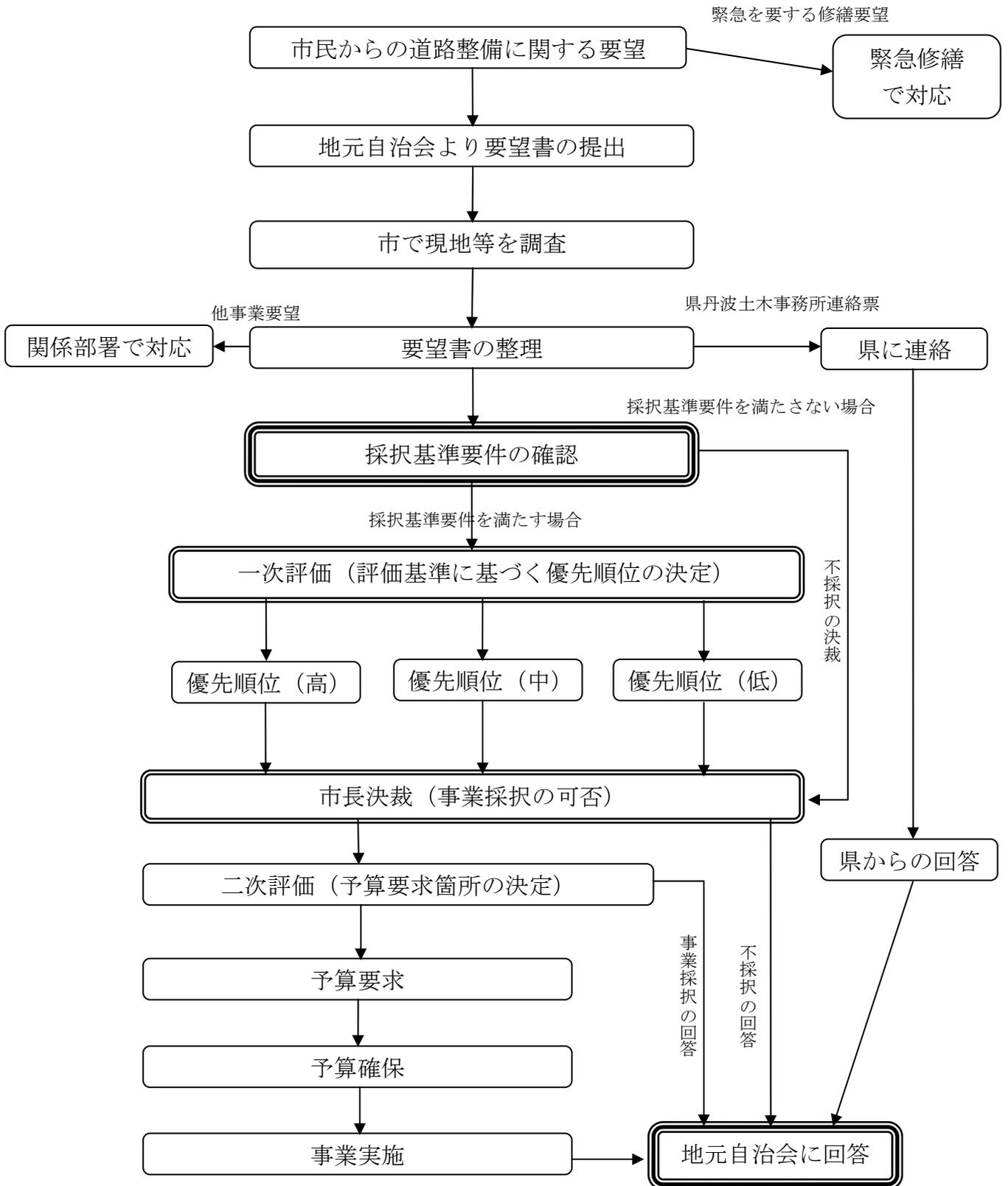
新規の舗装及び改良の要望については、『道路・舗装維持管理方針』に定める採択基準要件を満たす場合のみ検討することとし、具体の採択基準要件について、以下のとおり定め効率的に事業を進めることとしています。

2. 評価対象

道路整備の要望（舗装新設・道路改良）

- ① 都市計画道路については、対象外とする。
- ② 街路事業及び区画整理事業等の他事業は対象外とする。
- ③ 防護柵・照明灯等の道路付属施設、カーブミラー、区画線等の交通安全施設、小規模な修繕、緊急を要する要望については対象外とする。
- ④ 優先順位設定評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを図るものとする。

舗装新設・道路改良要望の評価基準判定フロー



※市道の舗装新設・道路改良の要望については、自治会内で整理し優先順位を付けまとめた上で、市へ要望書を提出して頂く。

評価の項目・内容・基準について

下記の「採択基準要件」により採択又は不採択を判断し、要望内容により一次評価を行います。

「採択基準要件」

整理番号	項目	評価基準	詳細
1	要望箇所	A	要望路線は、1、2級市道である。
		B	要望路線は、その他市道である。
		C	要望路線は、市道認定されていない道路である。
2	住居の接道状況 (別荘・倉庫除く)	A	要望箇所は、集落（住居が連続し、密集している区域）内の市道で、要望区間に住居が2戸以上接道している。 (別荘・倉庫除く)
		C	要望箇所に、住居が2戸接道していない。
3	日常の生活道路	A	日常の生活道路として、不特定多数の利用がある。
		C	日常の生活道路として、不特定多数の利用がない。
4	緊急性	A	要望路線は、事故の危険性が高く、早急な対応が必要である。
		C	要望路線は、事故の危険性が低い。
5	必要性	A	要望箇所は、緊急車両が通行できず、救急搬送や消火活動に著しく支障がある。
		C	要望箇所は、緊急車両が通行できる。
6	利便性の向上	A	受益効果が大きい
		C	受益効果が低い

※「採択基準要件」の評価がCが1つでもある場合は、不採択とする。

【一次評価】

舗装新設要望の採択の場合は、「**現道の状況（舗装新設要望）**」の観点について、一次評価を行う。

「現道の状況（舗装新設要望）」

整理番号	項目	評価基準	詳細
舗-1	要望延長	A	要望延長が、100メートル未満である。
		B	要望延長が、200メートル未満である。
		C	要望延長が、200メートル以上である。
舗-2	要望面積	A	要望面積が、100平方メートル未満である。
		B	要望面積が、400平方メートル未満である。
		C	要望面積が、400平方メートル以上である。
舗-3	舗装の状況	A	要望箇所は、未舗装である。
		B	要望箇所は、一部区間が未舗装である。
		C	要望箇所は、舗装が整備済みである。
舗-4	歩行者・自転車の通行量	A	通行量が多い。 (通勤・通学に利用され、朝夕の通行量が多い。)
		B	通行量は中程度である。 (沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。)
		C	通行量は少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。行き止まり)
舗-5	車両の交通量	A	一日を通して交通量が多い。
		B	交通量は中程度である。 (朝夕の交通量が多く沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。)
		C	交通量が少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。行き止まり)
舗-6	通学路	A	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	要望箇所の一部が通学路に指定されている。
		C	要望箇所は通学路に指定されていない。

上記の舗-1～6項目による評価に基づき、優先順位を決定する。

優先順位	評価区分		評価内容		
	高	中	低	A項目が5個以上のもの。	優先順位が高い
				A項目+B項目=5個以上のもの。	優先順位が中位
				上記以外のもの。	優先順位が低い

【一次評価】

道路改良要望の場合は、「**現道の状況（道路改良要望）**」・「**改良後の状況**」・「**その他**」の3つの観点について、それぞれ項目ごとに一次評価を行う。

「現道の状況（道路改良要望）」

整理番号	項目	評価基準	詳細
改-1	要望延長	A	要望延長が、100メートル未満である。
		B	要望延長が、200メートル未満である。
		C	要望延長が、200メートル以上である。
改-2	道路の有効幅員	A	道路の有効幅員が狭く、安全性を改善する必要がある。 有効幅員が、1.5メートル未満である。
		B	道路の有効幅員が中程度で、生活道路として多少不便は感じるが、普段の生活に大きな支障がない。 有効幅員が、4メートル未満である。
		C	道路の有効幅員が広く、概ね安全な通行が保たれている。 有効幅員が、4メートル以上ある。
改-3	排水施設等の状況 (豪雨時の対策は除く)	A	排水施設等を整備（改良）する必要性が高い。
		B	排水施設等を整備（改良）する必要性が有るが、優先度は低い。
		C	排水施設等を整備（改良）する必要性が低い。
改-4	歩行者・自転車の 通行量	A	通行量が多い。 (通勤・通学に利用され、朝夕の通行量が多い。)
		B	通行量は中程度である。 (沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。)
		C	通行量は少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。行き止まり)
改-5	車両の交通量	A	一日を通して交通量が多い。
		B	交通量は中程度である。 (朝夕の交通量が多く沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。)
		C	交通量が少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。行き止まり)
改-6	道路の見通し (視距)	A	見通しが特に悪く危険である。
		B	見通しは悪いが、安全に通行できる。
		C	見通しが普通で、安全な通行が保たれている。
改-7	通学路	A	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	要望箇所の一部が通学路に指定されている。
		C	要望箇所は通学路に指定されていない。

「改良後の状況」

整理番号	項目	評価基準	詳細
改-8	改良後の道路の有効幅員	A	道路改良後の有効幅員が 4m 以上確保できる。
		B	道路改良後に確保できる有効幅員は、3m 以上 4m 未満である。
		C	道路改良後に確保できる有効幅員は、3m 未満である。
改-9	改良後の利用頻度	A	一日を通して交通量が多いと想定される。
		B	交通量は中程度と想定される。 (朝夕の交通量が多く沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主と想定される。)
		C	交通量は少ないと想定される。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主と想定される。)

「その他」

整理番号	項目	評価基準	詳細
改-10	沿線地権者の協力	A	要望区間の沿線地権者全員の同意書がある。
		C	要望区間の沿線地権者全員の同意書がない。
改-11	影響を与える物件	A	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件がない。
		B	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件があるが、かかる費用を地元自治会で負担する。
		C	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件があり、かかる費用を市に負担を求める場合。
改-12	用地買収	A	工事を施工する際に、用地買収の必要がない。
		B	工事を施工する際に、一部用地買収にかかる費用を地元自治会が負担する。
		C	工事を施工する際に、一部用地買収にかかる費用を市に負担を求める場合。

上記の改-1～12 項目による評価に基づき、優先順位を決定する。

優先順位	評価区分		評価内容	
	高	A 項目が 10 個以上のもの。	優先順位が高い	
	中	A 項目+B 項目=8 個以上のもの。	優先順位が中位	
	低	上記以外のもの。	優先順位が低い	

【二次評価】

一次評価により「高」・「中」に評価された要望について二次評価を行うものとする。

二次評価では、概算事業費を算出し費用対効果を確認した中で、優先順位が高い要望から優先するが、地域バランス等を考慮し予算要求箇所を決定する。

【二次評価の評価メンバー構成】

番号	役職	備考
1	まちづくり部長	
2	行政経営部財政課長	
3	行政経営部財政係長	
4	地域計画課長	
5	地域整備課長	
6	地域整備課道路河川係長	
7	地域整備課管理係長	